

## 生活支援体制整備事業 10 年に係る情報発信を目的とした自治体情報誌作成業務委託

## 提案審査型随意契約（プロポーザル）方式による事業者募集要項

本募集要項は、公募型企画提案（プロポーザル）方式により、仙台市が実施する「生活支援体制整備事業 10 年に係る情報発信を目的とした自治体情報誌作成業務」について、最も適切な提案を行う事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

## 第 1 項 委託業務の概要

### （1）委託事業名

生活支援体制整備事業 10 年に係る情報発信を目的とした自治体情報誌作成業務

### （2）事業目的

本市では、平成 28 年度より地域包括支援センターに機能強化専任職員を配置し、地域における支え合い体制の構築を目的として生活支援体制整備事業を推進してきた。令和 7 年度に全市的な配置から 10 年の節目を迎えるにあたり、これまでの取組や成果は徐々に地域に広がりつつあるものの、その変化は市民に伝わりにくく、事業の意義や効果が十分に認識されていないという課題がある。

そこで、10 年間の歩みや地域に生じた変化、住民参加の広がり、生活支援コーディネーターの役割等をわかりやすく整理し、「見える化」した情報誌として発信することにより、市民や関係機関の理解を深めるとともに、地域づくりへの参加意欲を高めることを目的とする。

※機能強化専任職員…全国的な呼び名は「生活支援コーディネーター」だが仙台市では上記の要件に追加して認知症地域支援推進員も兼ねることとし、呼び名を「機能強化専任職員」と定めている。

なお、仙台市では行政区圏域で活動する生活支援コーディネーターを「第 1 層生活支援コーディネーター」、包括圏域ごとに活動する生活支援コーディネーターのことを「第 2 層生活支援コーディネーター」と位置付けている。現在、第 1 層生活支援コーディネーターとして 6 名、第 2 層生活支援コーディネーターとして各地域包括支援センターの圏域ごとに計 53 名へ委嘱している。

※生活支援体制整備事業…高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、医療・介護サービスの提供のみならず、地域住民に身近な存在である市町村が中心となり、様々な関係機関と連携しながら多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていくことを目的とした、いわば“地域づくり”を行う事業のこと（地域支援事業実施要綱〔平成 18 年老健局長通知〕および生活支援体制整備事業〔介護保険法第 115 条の 45 第 2 項第 5〕より抜粋）

※生活支援コーディネーター…高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援および介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者のこと（地域支援事業実施要綱〔平成 18 年老健局長通知〕および生活支援体制整備事業〔介護保険法第 115 条の 45 第 2 項第 5〕より抜粋）

- (3) 契約期間  
契約締結日から令和9年3月31日（水曜日）まで
- (4) 委託上限額  
6,105,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）を上限とする。
- (5) 契約相手方の選定  
公募により企画提案を募集し、優れた提案内容及び受託能力を有し、最も適格と判断される事業者を選定し、契約予定者とする。
- (6) 業務内容  
仕様書のとおり

## 第2項 参加資格要件

仙台市競争入札参加資格者名簿に登録されている者又は次に掲げる要件を全て満たす者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号に該当する者（※）でないこと  
※具体的には、次に掲げる者をいう。
  - ①契約を締結する能力を有しない者
  - ②破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - ③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者
- (2) 営業に関し、関係法令に基づく許可や登録等を受けていること
- (3) 仙台市内に本店または支店があること
- (4) 仙台市から課税されている市民税、固定資産税、軽自動車税、特別土地保有税、事業所税及び都市計画税を滞納していないこと
- (5) 消費税及び地方消費税についての滞納の無いこと
- (6) 仙台市暴力団排除条例第2条第3号に規定する「暴力団員等」でないこと
- (7) 仙台市入札契約暴力団等排除要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと（暴力団等との関係を有しないこと）

## 第3項 スケジュール

- |                             |                   |
|-----------------------------|-------------------|
| (1) 企画提案募集開始                | 令和8年3月13日（金曜日）    |
| (2) 企画提案書作成等に関する質問受付期限      | 令和8年3月19日（木曜日）12時 |
| (3) 企画提案書作成等に関する質問への回答      | 令和8年3月23日（月曜日）    |
| (4) 参加表明書の提出期限              | 令和8年3月25日（水曜日）12時 |
| (5) 企画提案書類の提出期限             | 令和8年3月26日（木曜日）17時 |
| (6) 企画提案書類の選考（プレゼンテーションの実施） | 令和8年3月30日（月曜日）    |
| (7) 企画提案書類の選考結果の通知（予定）      | 令和8年3月31日（火曜日）    |

#### 第4項 応募にあたっての質問および回答

(1) 受付期限

令和8年3月19日(木曜日)12時まで

(2) 受付方法

質問事項等を質問票(様式第1号)に記載し電子メールで提出すること。電話、ファクシミリ、持参等の方式での提出は認めない。また、電子メールを送信後、電話で下記提出先へメール受信について確認すること。

(3) 提出先

仙台市健康福祉局保険高齢部地域包括ケア推進課 担当：山崎・峯岸

電子メール：[fuk005140@city.sendai.jp](mailto:fuk005140@city.sendai.jp)

確認の電話：022-214-8317(直通)

(4) 回答方法

回答は、提出された質問を取りまとめて、令和8年3月23日(月曜日)に、仙台市ホームページにて公表することとし、個別の回答は行わない。

#### 第5項 参加表明書の提出

(1) 提出期限

令和8年3月25日(水曜日)12時まで

(2) 提出方法

電子メールで提出すること。電話、ファクシミリ、持参等の方式での提出は認めない。また、電子メールを送信後、電話で下記提出先へメール受信について確認すること。

(3) 提出先

仙台市健康福祉局保険高齢部地域包括ケア推進課 担当：山崎・峯岸

電子メール：[fuk005140@city.sendai.jp](mailto:fuk005140@city.sendai.jp)

確認の電話：022-214-8317(直通)

(4) 提出書類

参加表明書(様式第2号)

#### 第6項 企画提案書の提出

(1) 提出期限

令和8年3月26日(木曜日)17時まで(必着)

(2) 提出方法

郵送(書留郵便)又は持参の方式により、確実に受け取りを確認できるようにすること。なお、期限を過ぎてからの追加提出は受け付けないため、各事業者において提出前に不足がないか必ず確認をすること(持参した場合に、本市職員が窓口等で内容を確認することはしない)。

(3) 提出先

〒980-8671 仙台市青葉区国分町3丁目7-1(仙台市役所6階)

仙台市健康福祉局保険高齢部地域包括ケア推進課 担当：山崎・峯岸

電話：022-214-8317(直通)

## (4) 提出書類

提案書については、次表の(ア～カ)の項目について、A4片面(横向き)・計25枚以内で、分かりやすく作成すること。(様式任意、フォントサイズは自由)

② 応募申込書(様式第3号) 1通

② 企画提案書 7部

区分	項目	記載内容
基本事項	(ア) 会社概要	名称、設立年月日、従業員数、主な事業内容、企業方針・企業理念
業務実績	(イ) 業務実績	直近3年以内の国・自治体受託実績(発注者、業務名、内容、期間、工夫点)、最大3件まで
企画提案	(ウ) 基本的な考え方	生活支援コーディネーター、本市の地域包括ケアシステムを踏まえたコンセプト
企画提案	(エ) 広報媒体の作成	地域資源の掲載方法、魅力的な編集方法、区毎のページの編集イメージ、制作スケジュール、取材・編集方法
運営体制	(オ) 運営体制	責任者・研究員等の体制、役割分担を含む一覧表
経費見積書	(カ) 経費見積書	業務内容ごとの経費の内訳。また、本業務に係る見積書とは別に「増刷時の費用がわかる見積書」も提出すること。

③ 成果物イメージ 7部

②の企画提案書の内容を反映し、仕上がりのイメージが湧くようなイメージ(ラフ案)を提案すること。

④ 市税の滞納がないことの証明書 1部

※「市税の滞納がないことの証明書」は、各区役所税務会計課や各総合支所税務住民課の窓口にて取得してください。

⑤ 消費税及び地方消費税に関する証明書〔納税証明書(その3):未納税額の証明書〕1部

※所在地(納税地)を管轄する税務署の窓口にて取得してください。

## 第7項 業務委託候補者の選考

## (1) 選定方法

提出した提案書に基づき、原則として本業務の実施責任者及び担当する者がプレゼンテーションを実施するものとする。プレゼンテーションは20分以内とし、説明の際プロジェクターの使用は不可とする。

## (2) 審査基準

次の審査項目及び配点により行う（計100点）。

審査項目・評価基準	配点
<b>【業績実績】</b> 国や自治体における地域資源情報の収集、広報媒体の制作、普及啓発に関する企画立案等の業務等の実績があるか（生活支援体制整備事業に関する業務実績であるとなお良い）	5
<b>【基本的な考え方】</b> 生活支援体制整備に関する基本的な考え方や生活支援コーディネーター及び認知症地域支援推進員について理解し情報誌に落とし込む提案がされているか	10
<b>【基本的な考え方】</b> 機能強化専任職員同士のミーティングに参加し、機能強化専任職員との意見交換をふまえ、複数回の現地取材を実施する等して、必要な素材及び情報を収集する提案がされているか	10
<b>【広報媒体の作成】</b> 地域づくりに携わる高齢者が手に取りやすいよう、効果的なデザイン等の提案がされているか	15
<b>【広報媒体の作成】</b> 必要となる地域資源情報を原則発注者から収集するとともに、現地取材を実施し素材を収集（活動の妨げにならぬよう事前調整・配慮を徹底）できるか	15
<b>【運営体制】</b> 本業務を遂行するために必要な経験・実績等を有する人員が配置されているか	10
<b>【運営体制】</b> 十分な人員配置のうえで、誌面の編集にあたり必要な打合せ等を計画的に開催し、進捗管理等の情報を円滑に発注者と共有できる体制をとっているか	10
<b>【その他評価】</b> 企画提案書の各項目について具体的に記載され、妥当性、確実性が認められるか	5
<b>【その他評価】</b> 受託者が著作権を有する既存の雑誌・メディア・ブランド等、受託者が有する固有の強みを適切に活用した誌面構成となっているか	10
<b>【その他評価】</b> 制作にあたり、発注者と受託者の役割を理解し、取材先の選定や誌面編集等、完成までの作業工程において発注者の負担軽減に配慮がされた提案となっているか	10

第8項 選定結果の通知

選定結果については、令和8年3月31日（火曜日）に電子メールにて通知する。また、契約締結後、受託者を市ホームページで公表する。

なお、非選定理由の開示が必要な場合は、通知日の翌日から起算して7日以内（休日を除く）に、地域包括ケア推進課あてに任意の様式により書面で問い合わせを行うこと。その場合、地域包括ケア推進課で受理した翌日から起算して閉庁日を除く10日以内に、書面により回答する。